

(写)

令和2年11月10日

厚生労働大臣 田村 憲久 様

公益財団法人 日本知的障害者福祉協会
会長 井上 博

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国社会就労センター協議会
会長 阿由葉 寛

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた共同要望書

平素より障害者福祉の推進にご尽力をいただき御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大が続く中、障害福祉サービス施設・事業所では、障害のある方の生活（働く・暮らす）を守るために、日々の支援を継続してきました。

現在、「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」ならびに「社会保障審議会障害者部会」において、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の議論が進められています。

新型コロナウイルス感染拡大の影響をふまえ、障害のある方が将来に渡って安心して暮らすことができるよう、障害福祉サービスの維持・向上を図るために、来年度の報酬改定に関し、次のとおり要望いたします。なお、要望の内容は、障害福祉サービスを広くカバーする両会にとって、共通する課題に係るものとしております。

つきましては、以下の内容について、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

1. 感染症や自然災害に対応できる施設・事業所の基盤整備

- 新型コロナウイルス感染拡大をふまえ、今後も徹底した衛生管理体制を維持する必要があるため、感染防止や災害への対応力強化に取り組む障害福祉サービス施設・事業所について、基本報酬で評価してください。
- また、新型コロナウイルス感染症への対策として、現在、臨時的緩和措置により行われている在宅でのサービス提供について、感染症や自然災害等の発生により事業所が休業せざるを得ない事態が生じた場合でも、継続的に実施できるようご検討ください。

2. 就労継続支援B型事業の実態に合わせた報酬体系の実現

- B型事業では、「人員に関する基準」(10:1)、「手厚い就労支援体制」(7.5:1)を超える人員を独自に加配している実態があります。利用者支援の質の向上を図るために、目標工賃達成指導員配置加算を含め「さらに手厚い就労支援体制」(5:1)が実現できるように、報酬上の評価をしてください。
- 各施設・事業所が工賃向上への取組みを段階的に推進できるよう、「1万円以上」の区分を5,000円刻みとしてください。また、基準省令第201条・第2項の工賃平均額（最低基準）について経過措置を入れて5,000円に引き上げてください。

3. グループホームの夜間帯の人員配置の強化

- 介護サービス包括型・外部サービス利用型グループホームについては、夜勤、宿直又は夜間帯の常時連絡体制等の構築により、夜間支援等体制加算が算定される仕組みとなっています。しかし、現行の加算では、夜間における利用者への十分な支援を確保することができないため、夜間帯に複数人を配置した場合の加算を強化してください。

4. 食事提供体制加算の恒久化

- 食事提供体制加算が廃止され利用者の経済的負担が増えると、バランスの取れた食事を摂る機会を失うだけでなく、サービスの利用抑制にも繋がりがねないため、食事提供体制加算を恒久化してください。

5. 送迎加算の充実

- 障害のある方にとって移動手段の確保は、利用者の状況や地域性を考慮すると必要不可欠です。また、前回改定時に引き下げられた送迎加算の単価が事業所の経営を圧迫する要因になっていることから、送迎加算の単価を増額してください。

6. 処遇改善加算等の拡充

- 従事者が熱意をもって長く働き、質の高いサービスを持続的に提供するには、人材の確保・定着が重要です。一般企業との給与格差を是正するため、現行の処遇改善加算および特定処遇改善加算による更なる給与改善をするとともに、処遇改善加算等の対象を拡大してください。

7. 高齢障害者の利用料軽減措置の対象拡大

- 障害のある方が 65 歳以上になり介護保険サービスを利用する場合の利用料軽減措置の対象要件として、「60～65 歳の間に関当障害福祉サービス（生活介護等）を利用していること」という基準が設けられていますが、サービスを必要とする 65 歳以上の障害のある方全員を対象としてください。

8. 施設外就労加算の継続

- 施設外就労については、障害のある人にとって、地域のインクルーシブな環境の中で働く貴重な機会となっています。今後も手厚い支援体制の下で施設外就労が実施されるために、職員配置の要件緩和については慎重に検討してください。
- また、施設外就労加算は、施設外就労を実施する事業所において、適切な支援体制の下で支援を行うための財源となっており、施設外就労加算を継続してください。